

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日

日南市告示第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者に補聴器の装用を促進することにより、高齢者の生活の質の維持及び社会参加を支援し、高齢者の認知症予防やうつ病予防を図ることを目的として日南市高齢者補聴器購入助成補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成 21 年規則第 51 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第 2 条 この補助金の補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、医師が補聴器使用の必要性を認める耳に装用する補聴器の購入に要する経費とする。ただし、当該補聴器の付属品の購入に要する費用（補聴器本体の購入に必要なものを除く。）、医療機関への受診費用、購入した補聴器の送料、修理又は部品の交換費用、その他市長が補助対象経費に適さないと認めるものは、経費には含まない。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす 65 歳以上の者とする。

- (1) 日南市内に住所を有し、かつ、在宅で生活していること。
- (2) 本市において市税の滞納がないこと。
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (4) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の者又は耳鼻咽喉科を標榜する医師により補聴器の必要性を認める医師意見書を徴することができること。
- (5) 過去に本事業による補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、第 2 条に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以内とし、30,000 円を上限とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請の申請日の属する年度の 2 月末日（ただし 2 月末日が閉庁日の場合は直前の開庁日。）までに日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の第3条第4号の要件を証する医師意見書（別記様式第2号）
- (2) 認定補聴器専門店又は認定補聴器専門店が取引する販売店が発行した補聴器の見積書の写し
- (3) 申請者の市税等完納証明書（申請日時点において発行から10日以内のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 本条における申請は、病気や身体の障がいなど、申請者（補聴器使用者）本人による申請が困難と認められる事由がある場合には、補聴器使用者から委任を受けた者による代理申請を認めるものとする。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否及び金額を決定し、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付決定通知書（別記様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第7条 前条の規定により交付を認める旨の決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは日南市高齢者補聴器購入助成補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に変更事項が確認できる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、交付内容を変更決定するときはその旨を、交付を認めないときはその旨を、日南市高齢者補聴器購入助成補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により、当該申請をした者に通知する。

3 前項の規定においての交付を認めない旨の決定は、第6条の規定による決定通知書の発行日にさかのぼって、その効力を生じる。

（申請の取下げ）

第8条 申請者又は補助決定者は、申請又は交付決定を受けた後に特別な事情があるときは、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付申請取下げ書（別記様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

2 補助決定者より前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補聴器の購入）

第9条 補助決定者は、第6条の規定による決定通知書の発行日以後に補助の対象となる補聴器の購入を行うものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、日南市高齢者補聴器購入助成補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 費用を支払ったことを証し、かつ、購入額及び購入品目が記載されている書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、日南市高齢者補聴器購入助成補助金額確定通知書（別記様式第 8 号。以下「確定通知書」という。）により、補助決定者に通知するものとする

(補助金の請求)

第 12 条 補助決定者は、第 11 条の規定による確定通知書を受領したときは、第 6 条の規定による決定通知書の発行日の属する年度の 3 月 31 日（ただし 3 月 31 日が閉庁日の場合は直前の開庁日。）までに日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付請求書（別記様式第 9 号。以下「補助金交付請求書」という。）に、補助金の振込みを受ける預金通帳又はキャッシュカードの写し等、振込先の口座情報が分かるものを添えて、市長に請求するものとする。

2 市長は、請求のあった日から速やかに補助金を支払うものとする。

(交付の適用除外)

第 13 条 前条における補助金請求の補助対象経費が次の各号のいずれかに該当したときは、補助の対象としない。

- (1) 第 6 条に規定する決定通知書の発行日より前に購入した補聴器等
- (2) 補助決定者が第 6 条に規定する決定通知書の発行日の属する年度の 3 月 31 日（ただし、3 月 31 日が閉庁日の場合は直前の開庁日）までに第 12 条第 1 項に規定する補助金交付請求書による交付請求をしない場合
- (3) 現在所有する補聴器の修理又は保守

(決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、返還を求める場合は、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付決定の取消し及び補助金返還請求通知書（別記様式第 10 号）により、交付を受けたものに通知する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

制定理由

日南市高齢者補聴器購入助成補助金の趣旨や、対象経費、交付の手続き等を明確化し、適切な運用へつなげるため。

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付申請書

年 月 日

日南市長 殿

下記のとおり、日南市高齢者補聴器購入助成補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付決定のために必要があるときは、申請者（補聴器使用者）の住民登録資料、税務資料、身体障がい者手帳の交付の有無、その他について、市が確認・調査すること及び関係機関に照会、閲覧することを承諾します。

【申請者（補聴器使用者）】

フリガナ		電 話	
氏 名		生 年 月 日	
住 所	〒 日南市		
補 聴 器 の 種 類 等	(製品名・規格)	見積額 (税込)	円

【代理申請者】

フリガナ		電 話	
氏 名		申 請 者 との関係	
住 所	〒		

※市確認欄

確 認 欄	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 医師意見書	
		<input type="checkbox"/> 補聴器購入見積書	
		<input type="checkbox"/> 完納証明書	
		<input type="checkbox"/> その他 ()	
要 件		<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳の取得状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 当該補助金交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

医師意見書

【本人記入欄】

氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -) 日南市		

【医療機関記入欄】

聴力 (4分法平均で記載 してください)	右 d B 左 d B
聴力レベルが 40 d B 未満で 補聴器が必要な理由	(記載欄が不足する場合は別紙(様式任意)を添付してください)
補聴器	要 ・ 否 (注意点などコメントがある場合、下記に記載してください)
(添付書類) オージオグラム(医師意見書 記入日から3か月以内のもの)	
上記のとおり診断し、対象者は補聴器装用が必要であることを認めます。 令和 年 月 日 医療機関名 医師氏名	

- ・本意見書は、日南市高齢者補聴器購入助成補助金の交付申請に要するものです。
- ・補助金交付の対象は、両耳ともに聴力レベルが40 d B以上70 d B未満で、身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障がい者手帳の交付対象とならない方です。
- ・聴力レベルが40 d B未満の場合であっても、医師が装用の必要性があると認める場合はこの限りではありません。

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました日南市高齢者補聴器購入助成補助金について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対 象 者 名	
決 定 区 分	1 交付を認める 2 交付を認めない
交 付 決 定 額	
交付を認めない理由	
備 考	

年 月 日

日南市長 殿

日南市高齢者補聴器購入助成補助金変更交付申請書

フリガナ		電話	
氏名		生年 月 日	年 月 日 (歳)
住所	〒 日南市		
変更年月日	年 月 日		
変更内容	変更前	変更後	
変更理由			

(注) 変更前と購入品又は購入額が変更となった場合は、変更後の見積書を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長

日南市高齢者補聴器購入助成補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で届出のありました日南市高齢者補聴器購入費用の交付内容等の変更について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付内容を変更する。

変 更 事 項	
変 更 後 の 状 況	

2 交付を認めない。

理由：

別記様式第 6 号

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付申請取下げ書

年 月 日

日南市長 殿

申請者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった日南市高齢者補聴器購入助成補助金について、申請を取下げたいので、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金交付決定済額	円
申請取下げの理由	

日南市高齢者補聴器購入助成補助金実績報告書

年 月 日

日南市長 殿

申請者 住所

氏名

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた日南市高齢者補聴器購入助成補助金について、当該補助金に係る補助対象経費を執行したので、同交付要綱第10条の規定により次とおり報告します。

1 交付決定額 円

2 補助対象経費

(単位:円)

購入に要した経費 (※1)	補助対象経費 (※2)	財源内訳	
		市補助金	自己資金

(※1)「購入に要した経費」とは、申請者が補聴器を購入するために必要とした経費の総額をいう。

(※2)「補助対象経費」とは、補聴器の購入に要する経費のうち、補助対象となる経費をいう。

添付書類

- (1) 補助対象経費（補聴器購入）の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長

日南市高齢者補聴器購入助成補助金額確定通知書

年 月 日付けで第 号で決定した日南市高齢者補聴器購入助成補助金については、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり金円に確定したので通知します

年 月 日

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付請求書

日南市長 殿

<請求者> 干

住 所 日南市 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

補聴器購入費用の助成を受けたいので、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

振 込 先	金 融 機 関	金 融 機 関 名	
		支 店 名	
	口 座 名 義	フリガナ	
		氏 名	
	種 別	普 通 ・ 当 座	
	口 座 番 号		

添付書類

- 振込先口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し等振込先の口座情報が分かるもの
- その他 ()

文 書 番 号
年 月 日

様

日南市長

日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付決定の取消し及び補助金返還請求通知書

年 月 日付け第 号の交付決定により給付しました日南市高齢者補聴器購入助成補助金につきましては、下記の理由により給付不適正と決定したため、日南市高齢者補聴器購入助成補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき返還請求いたします。

返還は添付の納付書により、必ず期限までに納付してください。

記

1 取消理由

2 返還金額 円

3 返還期限 年 月 日